船橋市・組合交渉レジュメ　　　　　　　　　　　 　2022.5.13 熊本一規

**1．第195回千葉県都市計画審議会の審議内容・付帯意見を如何に踏まえたのか**

第195回千葉県都市計画審議会（2022.1.18開催）において、船橋市は次のように答弁。

・「下流域住民への説明会は全く開いていない」。

・盛土に伴う下流域への影響について「シミュレーションをしていないので分からない」。

そのため、次のような付帯意見が付けられた(資料１)。

「土地区画整理事業による海老川流域の治水への影響に関する検討を続け、住民に対し御理解いただけるよう、丁寧に説明を重ねること」

Q１:シミユレーションも行なわないで、また、住民への丁寧な説明も全く行なわないまま、なぜ都市計画決定をしたのか？（資料2）

**2．本件都市計画決定は憲法31条違反**

**(1)財産権侵害には適正手続が必要**

最高裁大法廷昭和37年11月28日判決要旨

所有者に告知、弁解、防禦の機会を与えることなく所有権を奪うことは、適正手続によらないで財産権を侵害することにほかならず、憲法31条及び29条違反である。

注：憲法31条は「適正手続」についての規定、憲法29条は「財産権の保障」についての規定

・要するに、適正手続きによらずに財産権を侵害することは憲法31条及び29条違反。

**(2)盛土に伴う浸水深増大は財産権を侵害する**

・盛土に伴って下流域の浸水深が増大する場合には、下流域住民の財産権が侵害される。

・したがって、本件都市計画決定にあたり、次の①・②の手続が必要であった。

①本件盛土に伴い、下流域の浸水深が増大するか否かの検討(シミュレーション)

②下流域の浸水深が増大する場合には、適正手続の保障(「告知・聴聞の機会」)

・ところが、船橋市は、

①’シミュレーションを実施していない

 ②’下流域住民を「利害関係者」に含めず、説明会を開かず、意見書の提出もなし。

　　　『国交省土地区画整理事業運用指針』によれば、施行地区外の「土地区画整理事業に事実上関係のある一定の区域」における地権者等も「利害関係者」に含まれる（資料3）。

**∴本件都市計画決定には適正手続が欠如しており、憲法31条違反である。**

　 **また、シミュレーションの結果、下流域住民の財産権を侵害する場合には憲法29条違反である。**

Q２: シミュレーションも実施せず、下流域住民への説明会も開かないで都市計画決定したのは、適正手続を欠いており、憲法31条違反ではないか。

Q３: シミュレーションの結果、下流域で浸水深が増大するならば、財産権の侵害にあたり、憲法29条違反ではないか。

**３．都市計画決定も「盛土の許可」も開発者に私法上の権限を与えるものではない**

・都市計画法33条の「開発許可」は開発者に私法上の権限を与えるものではない。

　 したがって、開発許可を得たからといって、事業実施に同意を与えていない権利者の権利を侵害し得ることにはならない。(資料4,5)

・都市計画決定も同様。

・土地区画整理法76条に基づく「土地の形質変更(盛土)の許可」も同様。

**∴盛土に伴って下流域住民の財産権が侵害されるならば、下流域住民の同意及び損失補償なくして盛土を実施できない。**